

ネパール人女性の暴力被害 バーラティ・ポカレル（ネパール）

「性差別による暴力廃絶活動の 16 日間」というキャンペーンがさまざまなプログラムや活動とともに行われましたが、ネパールが世界の多くの国々とこれに参加してからまだ 1 カ月も経っていません。しかし実際のところ、過去 10 年間の動向を振り返ると、これまで出されてきた公約の多くは無益なものになっています。ネパールの都市部および農村部において、少女や女性に対するあらゆる形態の身体的・精神的暴力の発生率は、過去数年間で確実に増加しています。

最も憂慮すべきなのは、とても若い少女が暴力や虐待の対象となる傾向が高まっており、嘆かわしいことにそのような事例が毎日のように起きていることです。例を挙げると、ネパールで最も販売部数の多い日刊英字新聞であるカトマンズ・ポストは、2013 年 1 月 3 日に 24 歳の男性がバラ郡において 6 歳の少女を強姦した罪で逮捕されたことを伝えています。同紙はまた 2013 年 1 月 4 日、ダディン郡マイディ村で 65 歳の祖父が 8 歳の孫を強姦したと報じています。彼はこの凶悪な犯罪の後に逃亡しています。さらに、2013 年 1 月 2 日ジャパ郡ダマク市において、4 人組の男が女性と一緒にいたボーイフレンドに激しく暴行を加えた後、20 代の女性を強姦したと報じています。

女性たちの社会復帰センター（Women's Rehabilitation Center: WOREC）が発表した最新のデータによると、ネパールにおいて女性に対する暴力は増加傾向にあり、2008 年～2012 年のデータでは年平均 19%の増加率となっています。WOREC による月次報告書（2012 年 1 月～12 月）によると、女性に対するあらゆる形態の暴力の中でも、DV の発生頻度が最も高く、全体の 55%を占めています。これに続いて、強姦と社会的暴力の発生率が同率で 13%、殺人が 11%、性的虐待が 5%、人身売買が最も低く 3%となっています。

さまざまな研究が、少女や女性に対する暴力が増加傾向にあることの背景に潜む数多くの要因を指摘しています。そのうち主な要因として、人びとの家父長制に基づく思考・考え方、不十分な捜査・治安体制、横行する刑事免責、複雑な司法制度とそのため山積する未解決事件、女性を社会的排除へと追いやる差別的慣習、認識の欠如などが挙げられています。

国の市民法典（Country Code）の中で、婚姻に関して規定した章に近年修正がなされ、男女ともに婚姻年齢が 20 歳に引き上げられました。にもかかわらず、2006 年時点で 15 歳から 19 歳までの少女の 32.3%が結婚、離婚、もしくは夫と死別していることが証拠により明らかになっています。同様に、ネパールでは一夫多妻は違法であるにもかかわらず、ネパールの 15 歳から 49 歳までの既婚女性の 4.4%が一夫多妻婚状態にあることが、2006 年の人口保健調査（DHS）によって明らかになっています。女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）（CEDAW）に関する 2010 年の報告書では、一夫多妻婚において第一夫人が家族の中で占める地位は大変低く、第二夫人以降よりも DV 被害を受けやすいという点が指摘されています。

ネパールの少女たちの教育へのアクセスは限られており、その結果、後の人生においてより強力な経済的・社会的エンパワーメントをもたらすような活動に参加する機会がほとんどありません。これに加え、政治やその他の意思決定やリーダーシップに寄与する立場の代表者が、特にダリットやその他の社会的に周縁化されたグループの女性からはあまり出ていません。

ネパールは CEDAW、北京行動綱領、ミレニアム開発目標 (MDGs) などの国際条約の批准は速やかに行ってきました。政府はまた、国内外の数多くの NGO による権利擁護に向けた不断の努力にも注目し、2009 年には家庭内暴力 (犯罪および処罰) に関する法律を、また 2007 年には人身売買禁止法を承認しました。しかし、これらの法令が発布された後も女性に対する暴力が増加しているという事実を踏まえ、国際的な法律文書に署名したり、法律・規則を文書化したりするだけでは十分ではないということに、政府はいい加減に気付くべきです。むしろ、これらの法令は改善に向けた第一歩に過ぎず、それを支える効率的かつ効果的な規制・司法制度を早急に整備することが求められます。市民社会、メディア、そしてネパール国民は、その実現に向け政府に対して要請を続ける必要があります。